

〈資料〉

乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）予防教育の検討

－ SBS に関する看護大学3年生の意識と知識 －

Consideration of Preventive Education of Shaken Baby Syndrome (SBS)

－ Awareness and Knowledge of Third Year Nursing College Students
Related to SBS －

加藤 泉・元山彩織・黒野優太郎・伊藤宏支・林 勇人

Izumi Kato, Saori Motoyama, Yuutaro Kurono,
Hiroshi Ito and Hayato Hayashi

要 旨

本研究は、A大学看護学生を対象に児童虐待の考え方、子どものしつけに対する考え方、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の知識と子どもの関わり方に対する考え方を調査することによって、児童虐待とSBSに関する考え方の現状を明らかにし、効果的なSBS予防教育の在り方について検討するための基礎的資料とすることを目的とした。結果は、児童虐待とSBSの認知は高かった。子どもが泣きやまない時つい揺さぶってしまうのではないかと思うのが6割、叩く行為をしつけと認識していた学生が3割であった。本結果より、教員は、しつけと体罰についての講義も視野に入れ、妊娠前から母子保健事業と関係機関との連携した支援を理解できるよう、講義と実習を連動できる教育をしていくことが重要と考えられた。

キーワード：乳幼児揺さぶられ症候群、SBS、児童虐待、看護学生、教育

I. はじめに

近年、周産期のメンタルヘルスや虐待予防に向けた妊娠期からの包括支援の重要性が示されている。2015年度から開始された「健やか親子21（第2次）」では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、3つの基盤となる課題と2つの重点課題が設定されている。重点課題に妊娠期からの児童虐待防止対策がある。

児童虐待の発生予防には、①妊娠届時など妊娠期からかかわること、②早期発見、早期対応には、新生児訪問などの母子保健事業と

関係機関の連携強化が必要であることを設定している（厚生労働省、2014）。厚生労働省の「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」によると、心中以外の虐待死亡例のうち0歳児の死亡例は53.8%、0歳児のうち月例0か月児が50.0%を占めている（厚生労働省、2019）。このことから、妊娠期からの早期介入が求められる。

また、「健やか親子21（第2次）」の重点課題に対する妊娠期からの児童虐待防止対策での健康水準の指標として、乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome：以下SBS

とする)を知っている親の割合が指標として挙げられている(厚生労働省, 2014)。

藤原(2014)は, SBSの引き金は乳児の泣くことであり, 乳児の泣きへの対応の仕方について養育者にアドバイスをすることができればSBSの予防につながると述べている。夏山と矢野(2016)は, 全国の乳児を持つ母親230人を対象に児が泣いて困った時期の有無, 児が泣いたときにとる行動, 泣く原因について, 泣き続けた時の対処, 育児の楽しさや辛さ, 児の可愛さ, 児の「泣き」への思いについて母親の対処行動に関する質問紙調査を行った。調査から, 約半数の人が乳児の「泣き」で困った時期については有りだと答えており, 生後2か月未満が7割と生後早期に集中していたことから, 産褥早期からの継続した訪問事業等の充実が望まれると考察している。

その他の先行研究では, 神奈川県伊勢原市内の2病院において出産した産婦・その配偶者若しくはパートナー・祖父母等, 新生児の家族親族を対象に, SBSに関する学習プログラムを行っている。学習プログラムとは, 神奈川県と伊勢原市とが共同事業として開発した児童虐待防止事業「赤ちゃんが泣きやまない時の対処法学習プログラム～乳幼児揺さぶられ症候群の正しい理解のために～」という内容で開発したものである。この受講者に対し, 質問紙調査および「学習プログラム」が実際の育児に役立っているか否か, 赤ちゃんが泣きやまない時にどのような対処法をとっているのか具体的に聞き取るために電話追跡をおこなった。分析からSBSの知識があるだけでは不十分であり, 「学習プログラム」のような個別教育をタイムリーに, 且つ, 母親のみならず父親にも実施していくことが

SBSを減少させ, 健全に育てていくうえで極めて重要であると述べている(山田・田中・彦根他, 2008)。看護大学生を対象に, マイベビー3の泣き声刺激5分を提示し, ベビーが泣き止まない時, どのように感じたか, 泣いたときどうすればいいのか対処方法について質問紙調査とビデオの静止画像の枚数による行動分析の結果, 「泣き止ませたい」と感じるのは男子に多く, 女子では「自分を責める・無力感」を感じていた(小倉・谷口・角谷他, 2016)。しかし, SBSが虐待ではないという理論も世界中で議論されている。

近い将来, 医療職として母子保健に関わる可能性が高い看護大学生は, これらの母子保健行政の動向を理解し, 母子保健施策を活用し児童虐待防止のために役割を果たすことができる看護実践力が求められると考える。日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」によると, 看護学士過程で学生が身につけるべき基本的素養として, あらゆる年代の人々に対する看護実践が示されている。そのため, 発達段階毎の身体の変化や心理社会的な発達課題に関する知識を習得することによって, 対象を正確に理解し, 看護の必要性を適切に判断することができるようになることがあげられている(日本学術会議, 2017)。

そこで本研究では, SBSに関する小児看護援助論Ⅱの講義を終了した3年次の看護大学生を対象に, 児童虐待の考え方, 児童虐待の対応, 子どものしつけに関する考え方, SBSの知識と子どもの関わり方に対する考え方について現状を明らかにし, 効果的なSBS予防教育の在り方について検討するための基礎的資料とすることを目的とした。

II. 研究目的

SBSに関する講義を終了した看護大学3年生に児童虐待やSBSの知識や認知の状況を明らかとするために質問紙調査を行い、効果的なSBS予防教育の在り方について検討するための基礎的資料とすることを目的とした。

III. 研究方法

1. 対象

A 大学看護学部においてSBSに関する講義を終了した3年生80名。

2. 調査方法

無記名自記式質問紙による調査。調査内容は、児童虐待の考え方、児童虐待の対応を問う11項目、子どものしつけに対する考え方を問う4項目、SBSの知識と子どもの関わり方に対する考え方を問う6項目である。これらの項目については、1(とても思う)から4(全く思わない)の4段階で回答するように求めている。また、質問紙の最後には自由回答欄を設け、児童虐待への対策についてなどを記載するようにした。質問紙の配布は、小児看護援助論IIの講義終了後に、封筒に入れた依頼文と質問紙を配布し、研究目的と研究協力は自由意志であること、研究への参加を拒否しても成績などに不利益を被らないこと等、倫理的配慮について小児看護学領域長の教授と助手が、文章をもって説明した。質問紙調査に回答していただいた学生には、児童虐待及びSBSに関するパンフレット(元山, 2019)を1人1部持ち帰るよう説明した。

回収は無記名とし、事務室に設置した鍵付き回収ボックスに投函してもらった。

3. 分析方法

統計ソフトは、IBM SPSS Statistics Version 24

を用い、全ての質問項目についてどのような項目が多いか、どのような考え方が多いか比較するために、記述統計分析をおこなった。自由意見に関しては、どのような意見が多いのか、回答した人が誰かわからないようにするために、意味・内容が類似したものを分類・整理して分析した。

IV. 倫理的配慮

調査は、無記名自記式質問紙調査とした。また、調査の実施にあたっては、看護大学生へ、研究の主旨、目的、内容、方法、個人情報保護、研究協力は自由意志であること、研究への参加を拒否しても成績などに不利益を被らないこと、得られたデータを研究以外に使用しないこと等、文書と口頭にて説明した。全てID化及び数値化し、個人が特定できないようにしたもので集計を行った。データを保存するUSBは、パスワードで保護し、第三者が閲覧できないようにした上、常に鍵のかかる引出内に保管した。本研究の調査は、中京学院大学看護学部研究倫理審査会の承認を得て実施した(19-4)。

V. 結果

1. 回答者の基本的属性

調査票の回収は80名中55名から回答を得た(回答率68.8%)。性別は、男性12名、女性39名、不明4名であった。不明の者については、性別以外の項目は全て記入されていたため、調査の対象とした。

2. 児童虐待の考え方

1)「虐待の言葉を知っている」は、「よく知っている」47名(85.5%)、「まあ知っている」8名(14.5%)であった。

2)「虐待に関する学習の機会があった」は、

「あった」が51名 (92.7%), 「なかった」4名 (7.3%) であった。

3) 「虐待に関する学習を何の時間にうけた (複数回答)」は, 「道徳の授業」13名 (17.8%), 「保健体育の授業」6名 (8.2%), 「小児看護学の授業」48名 (65.8%), 「児童福祉の授業」6名 (8.2%) であった。

4) 「虐待事件を見たり聞いたりしたとき大きな問題と思う」は, 「とても思う」52名 (94.5%), 「やや思う」3名 (5.5%) であった。

5) 「虐待は犯罪だと思う」は, 「とても思う」47名 (85.5%), 「やや思う」8名 (14.5%) であった。

6) 「虐待者に対する罰や刑は軽いのではないかと思う」は, 「とても思う」22名 (40.0%), 「やや思う」24名 (43.6%), 「あまり思わない」7名 (12.7%), 「全く思わない」2名 (3.6%) であった。

7) 「虐待をする保護者の一番の要因は何と思う」は, 「20歳以下~20歳過ぎ位の若い親」6名 (10.9%), 「再婚家庭」6名 (10.9%), 「ひとり親で保護者が彼氏または彼女と生活している」7名 (12.7%), 「子どもの時期に, 親から虐待を受けた経験のある保護者」24名 (43.6%), 「経済的に困難で生活が安定していない」4名 (7.3%), 「親自身が人間関係を作ることが不得意」1名 (1.8%), 「性格が短気」4名 (7.3%), 「保護者から馬鹿にされたり, 厳しいしつけをされながら育った」3名 (5.5%) であった (図1)。

8) 「子どもを馬鹿にしたり, 不快に感じることを言ったりされたりすることは, 虐待になると思う」は, 「とても思う」23名 (41.8%), 「やや思う」28名 (50.9%), 「あまり思わない」3名 (5.5%), 「全く思わ

ない」1名 (1.8%) であった。

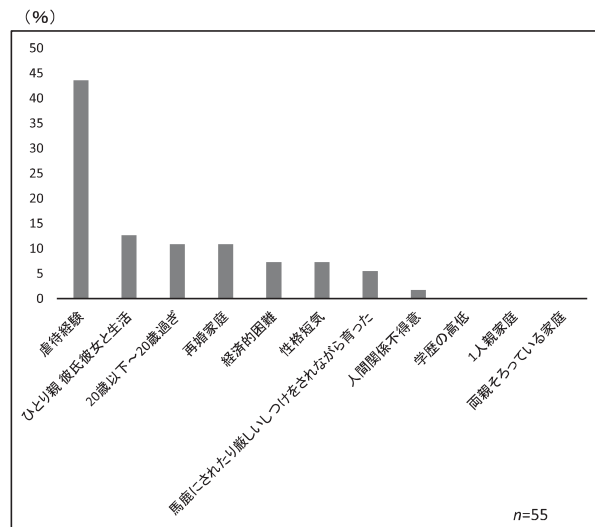


図1. 虐待をする保護者の一番の要因

3. 児童虐待の対応

1) 「ニュースなどで虐待事件を見たり聞いたりしたときや虐待を疑う子どもの存在に気付いた場合, 児童相談所などに連絡したいと思うか」は, 「とても思う」38名 (69.1%), 「やや思う」16名 (29.1%), 「あまり思わない」1名 (1.8%) であった (図2)。

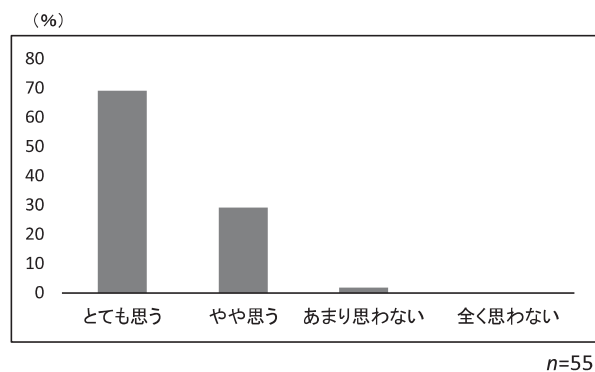


図2. ニュース等を見た際の児童虐待の連絡意思

2) 「虐待されている子どもを発見したとき児童相談所などに連絡する義務があることを知っている」は, 「よく知っている」31名 (56.4%), 「まあ知っている」19名 (34.5%), 「あまり知らない」5名 (9.1%) であった (図3)。

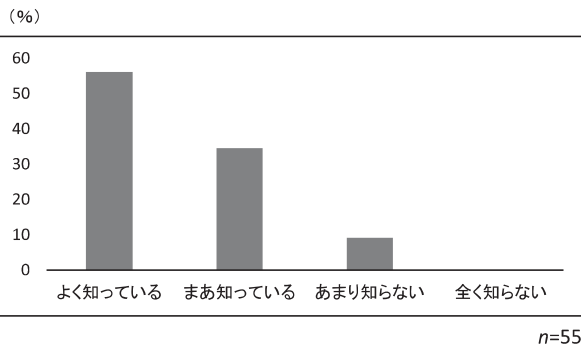


図3. 児童虐待発見時の児童相談所等への連絡義務の認知度

3) 「虐待されている子どもを発見した時、児童相談所などに連絡する義務は誰にでもあると思う」は、「とても思う」42名 (76.4%)、「やや思う」11名 (20.0%)、「あまり思わない」2名 (3.6%)であった。

4) 「虐待ではないかもしれないが、疑いがあると思われた場合、児童相談所などに連絡する義務があると思う」は、「とても思う」30名 (54.5%)、「やや思う」24名 (43.6%)、「あまり思わない」1名 (1.8%)であった。

4. 子どものしつけに対する考え方

1) 「子どもが言うことを聞かないとき、「しつけ」として叩いたりすることも仕方がない場合もあると思う」は、「とても思う」2名 (3.6%)、「やや思う」16名 (29.1%)、「あまり思わない」22名 (40.0%)、「全く思わない」15名 (27.3%)であった (図4)。

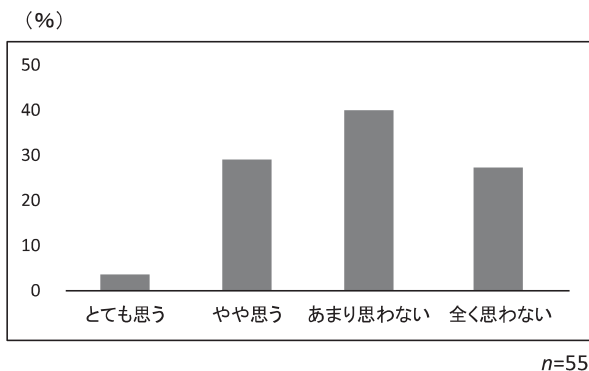


図4. 子どもが言うことをきかない時叩いたりすることは仕方がない

2) 「子どもが言うことを聞かないとき「しつけ」として叩いたりして言うことを聞くようにすることは、子どもの将来に必要なことであると思う」は、「とても思う」2名 (3.6%)、「やや思う」14名 (25.5%)、「あまり思わない」18名 (32.7%)、「全く思わない」21名 (38.2%)であった。

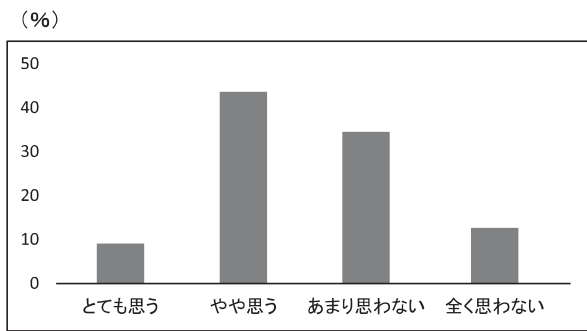
3) 「子どもが言うことを聞かないのは「わがまま」だと考えて良いと思う」は、「とても思う」2名 (3.6%)、「やや思う」12名 (21.8%)、「あまり思わない」30名 (54.5%)、「全く思わない」11名 (20.0%)であった。

5. SBSの知識と子どもの関わり方に対する考え方

1) 「SBSという言葉を知っている」は、「よく知っている」35名 (63.6%)、「まあ知っている」18名 (32.7%)、「あまり知らない」1名 (1.8%)であった。

2) 「子どもが泣きやまない時、誰でもイライラして子どもに暴力を振るいたくなるのではないかと思う」は、「とても思う」4名 (7.3%)、「やや思う」30名 (54.5%)、「あまり思わない」16名 (29.1%)、「全く思わない」5名 (9.1%)であった。

3) 「子どもが泣いてイライラした時など、子どもを暴力的に扱ってしまう方法として、「つい揺さぶってしまうこともあるのではないか」と思う」は、「とても思う」5名 (9.1%)、「やや思う」24名 (43.6%)、「あまり思わない」19名 (34.5%)、「全く思わない」7名 (12.7%)であった (図5)。



n=55

図5. 子どもが泣いてイライラした時など揺さぶってしまうこともある

- 4) 「子どもはある程度話せたりできれば、激しい動きのほうが好きなのでそうしたほうが良いと思う」は、「とても思う」1名 (1.8%), 「やや思う」5名 (9.1%), 「あまり思わない」26名 (47.3%), 「全く思わない」23名 (41.8%) であった。
- 5) 「日常的に子どもを乱暴に扱う (寝かせる時に乱暴に置くなど), 「高い高い」など激しくあやす (大人の頭の上から足元に近い位置までの高低差が大きい) など位であれば, 子どもを揺さぶっているわけではないので, 脳の出血など起こるわけがないと思う」は、「とても思う」1名 (1.8%), 「やや思う」2名 (3.6%), 「あまり思わない」19名 (34.5%), 「全く思わない」33名 (60.0%) であった。
- 6) 「SBSなどの虐待をする「保護者の性格(気質)的な要因」として考えられるものは何だと思うか」は、「日頃から行動などが乱暴」17名 (30.9%), 「怒りっぽくて短気」12名 (21.8%), 「子育てに関しての悩みや困っていることは, なかなか人に言うことができない」4名 (7.3%), 「人間関係を作るのが苦手」1名 (1.8%), 「何事も深く考えない」1名 (1.8%), 「子どもの気持ちに合わせて行動できない」3名 (5.5%), 「子どものせいで自分のしたいことが

できないとイライラする」17名 (30.9%) であった。

6. 児童虐待への対策について

学生は児童虐待を減らすためにどうしたらよいと思うかについては, 子育て支援の紹介, 仲間作りの場を作る, 虐待に関する具体的な教育, 育児環境の改善, 子育てを社会で支える, 児童相談所の役割の改善, 母親の自分の時間の確保, 子育てを家族で支える, 学童期からの虐待に関する具体的な教育, 法律の改善の10のカテゴリーが生成された(表1)。

表1 「児童虐待を減らすためにどうしたらよいと思うか」カテゴリー一覧

カテゴリー	出現頻度
1 子育て支援の紹介	5
2 仲間作りの場を作る	5
3 虐待に関する具体的な教育	7
4 育児環境の改善	2
5 子育てを社会で支える	8
6 児童相談所の役割の改善	3
7 母親の自分の時間の確保	5
8 子育てを家族で支える	3
9 学童期からの虐待に関する具体的な教育	3
10 法律の改善	1

VI. 考察

1. 児童虐待の考え方・対応

質問紙調査を行うにあたり学生は, 小児看護学概論, 小児看護援助論I, 小児看護援助論IIの中で児童虐待とSBSの学習を行っている。「虐待は大事な問題, 虐待は犯罪であると思う」では, 全ての学生が「とても思う」「やや思う」と答えている。児童虐待について6割の学生が「小児看護学の授業」から学んでいることから, 小児看護の授業の中で, 認知できたと考えられる。

「児童虐待をする保護者の一番の要因」としては, 4割の学生が「子どもの時期に親から虐待を受けた経験のある保護者」と答えている(図1)。学生は, 被虐待経験者が虐待の保護者側のリスク要因としてとらえている

と考えられる。(友田, 2016)は、子ども時代に虐待を受けた被虐待経験者が自身の子どもに対して虐待をする者がおよそ3分の1で、普段問題がないがいざ精神的ストレスが高まった場合自らの子ども時代と同様に、今度は我が子に対して虐待をする者が3分の1いると見積もられていると述べている。しかしながら、被虐待経験者にあっていない可能性が高い学生が、授業の中で認知できたと考えられるため、このような保護者に関するリスク要因は、授業の中で教授していくことが有効であると考えられる。

「虐待の発見時等に児童相談所等への連絡」に関しては、9割の学生が「とても思う」「やや思う」と答えていることから、多くの学生は子どもの虐待は生命に関わることであり、早期対応の重要性を理解できていると考えられる。一方、1割の学生が虐待の発見時等に、児童相談所等への連絡義務を「あまり知らない」と答えている(図3)ことから、全ての学生に知識が定着するように周知することが必要と考える。厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き(第2章発生予防)」では、子どもの虐待は、様々なリスク要因が絡み合って起こるものであるため、リスク要因を有する家庭をできるだけ早期に把握することが重要であると述べられている(厚生労働省, 2007)。産後に児童虐待の可能性が高いと保健師が判断した特定妊婦の特徴とその関連要因を明らかにした研究から、妊婦健診の受診状況や心身の変化を定期的にモニタリングすると共に、24時間体制で出産直後から育児や体調管理を支援する必要性を示唆している(吉岡・笠真・神保他, 2016)。今後は、虐待の発生予防のために、被虐待経験者のような保護者の要因、育てにくさを持っている

子どものような子ども側のリスク要因と人間関係に問題をかかえる養育環境のリスク要因等を妊娠中からとらえ、関係機関と連携した早期から継続した支援を考える教育内容の充実が必要と考える。

2. 子どものしつけに対する考え方

「子どもが言うことを聞かないとき、「しつけ」として叩いたりすることも仕方がない場合もあると思う」は、3割の学生が「とても思う」「やや思う」と答えている。未就学児の保護者を対象とした、しつけと虐待に関する実態と認識の分析から、「大声で叱る、お尻をたたく、手をたたく」の3行為については、6割以上の母親がしつけとして認識していた(李・山下・津村, 2012)。友田は、体罰と「しつけ」の境界は明確ではないため、親は「しつけ」のつもりでもストレスが高じて過剰な体罰になり、虐待数の増加につながっているのではないかと述べている(友田, 2016)。3割の学生が叩く行為を「しつけ」と認識していたことから、「しつけ」と体罰についての講義も視野に入れることが必要ではないかと思われる。

3. SBSの知識と子どもの関わり方に対する考え方・児童虐待への対策について

SBSという言葉は、9割以上の学生が認知していた。「子どもが泣きやまない時つい揺さぶってしまうのではないか」では、6割の学生が、「とても思う」「やや思う」と答えている。SBSの引き金は乳児の泣くことがリスク要因としてとらえている学生は多くないと思われる。多くの学生は、身近に子育てを経験している人や新生児との関りが少ない中、母性看護学実習の場で初めて泣いている新生児と関わることとなる。今後は、母性看護学実習の中で新生児の泣きの特徴と乳児の

泣きへの対応の仕方についても学生が想起できるよう伝えていく必要があると考える。また、妊娠・出産の前後は、ホルモンの変化に伴う体調の変化や育児に伴う疲労等から、マタニティブルーズ等の変化をきたしやすい。実習の中で母親との関りから母親の育児不安や育児負担の理解を深め、地域の子育て支援の役割について認識を高めることができる実習を検討する必要がある。児童虐待の対策について学生は、子育てを社会で支えること、虐待に関する教育の必要性を認識していたことから、今後妊娠前から母子保健事業と関係機関との連携した支援を理解できるよう、講義と実習の連動が必要ではないかと思われる。

Ⅶ. 結論

1. 全ての学生が虐待は大事な問題、虐待は犯罪であると答えていた。1割の学生が虐待の発生時等に児童相談所等への連絡義務を「あまり知らない」と答えていることから、全ての学生に知識が定着することが必要と考える。
2. 3割の学生が叩く行為を「しつけ」と認識していたことから、しつけと体罰についての講義も視野に入れる必要がある。
3. 児童虐待の対策について、子育てを社会で支えること、虐待に関する教育の必要性を認識していたことから今後、妊娠前から母子保健事業と関係機関との連携した支援を理解できるよう、講義と実習の連動が必要である。

Ⅷ. 謝辞

本研究の趣旨にご賛同いただきご協力していただいた A 大学看護学部の学生の皆様および安江幸子非常勤講師に深く感謝いたします。

【文献】

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 (2019-11-10). 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 最終報告 (平成 23 年 3 月 11 日).

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/40/toushin/1302921.htm

藤原武男 (2014). 揺さぶられ症候群 (SBS) 啓発も含めた虐待防止について. 外来小児科, 17 (1), 42-47.

厚生労働省 (2019-12-15). 第 2 章 発生予防. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/02.html>

厚生労働省 (2019-11-10). 「健やか親子 21 (第 2 次)」について 検討会報告書 (概要) (平成 26 年 11 月 11 日).

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000064816.pdf>

厚生労働省 (2019-11-10). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 15 次報告) (社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会) (令和元年 8 月).

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533867.pdf>

厚生労働省 (2019-12-15). 子ども虐待対応の手引き.

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>

厚生労働省 (2019-12-15). 子ども虐待対応の手引きの改正について (平成 19 年 1 月 23 日雇児発第 0123003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知).

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/>

- 厚生労働省 (2019-6-9). (2013) 在宅支援アセスメントシート 子ども虐待対応の手引き (平成25年8月改正版).
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo-kosodate/dv/dl/130823-01_c.pdf
- 元山彩織 (2014). 看護大学生の児童虐待に対する知識および認識と教育の関連. 第24回日本看護教育学会学術集会学会集, 152.
- 日本学術会議 (2019-11-10). 健康・生活科学委員会 看護学分科会. 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野 (平成29年9月29日).
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h170929-9.pdf>
- 夏山洋子, 矢野恵子 (2016). 乳児の「泣き」に対する母親の対処行動に関する調査. 明治国際医療大学誌, 15, 1-9.
- 小倉由紀子・谷口美智子・角谷あゆみ・加藤泉 (2016). 「泣き」に対する看護大学生の反応に関する一考察 —「マイベビー3」を用いた男女の比較—. 中京学院大学看護学部紀要, 6 (1), 29-36.
- 奥山幸子, 西雄浩子 (2018). 児童虐待に対する看護学生の意識の学年比較. 日本看護学会論文集ヘルスプロモーション2018年度, 59-62.
- 李 璟媛・山下亜紀子・津村美穂 (2012). しつけと虐待に関する認識と実態—未就学児の保護者調査に基づいて—. 日本家政学会誌, 63 (7) 379-390.
- 友田明美 (2016). 特集 子ども虐待とケア 被虐待者の脳科学研究. 児童青年精神医学とその接近領域, 57 (5), 719-729.
- 山田不二子, 田中真一郎, 彦根倫子, 工藤久美子, 林節子, 定永千寿子 (2008). 乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome) 予防プログラムの試験的实施. 子どもの虐待ネグレクト, 10 (1) 17-24.
- 吉岡京子, 笠真由美, 神保宏子, 鎌倉由紀, 斎藤夕子, 大熊陽子, 大屋成子, 平林義弘, 黒田真理子 (2016). 産後児童虐待の可能性の高いと保健師が判断した特定妊婦の特徴とその関連要因の解明. 日本公衆衛生看護学会誌, 5 (1), 66-74.